



川崎市立土橋小学校の6年生 18名が金融庁を訪問、金融や経済の基本について学びました。

[P10に関連記事](#)

(6月1日)

## 目次

### 【トピックス】

- 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正について…………… 2
- 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について  
～ 貸金業者の適切な業務運営に向けて ～…………… 3
- 主要行の平成 17 年度決算について…………… 6
- オーストラリア、タイ、香港及びカナダの金融情報部門との疑わしい取引に関する  
情報交換枠組の署名について…………… 7
- 金融経済教育懇談会第 8 回会合の開催について…………… 8
- 金融庁ホームページ「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」の改訂  
及び小学生・中学生・高校生の金融庁訪問受入の開始について…………… 10

### 【法令解説】

- 銀行法施行令等の一部改正  
～銀行代理業制度の創設等に関する政省令の改正の概要～…………… 12

### 【金融ここが聞きたい！】…………… 19

### 【お知らせ】

- 大臣・副大臣・政務官への質問募集中…………… 21
- 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内…………… 21

### 【5月の主な報道発表等】…………… 22

## 【トピックス】

### 保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正について

金融庁は、平成18年6月2日、「[保険会社向けの総合的な監督指針](#)」（以下「監督指針」と言う。）を改正しました。今回の改正は、

- ① 保険会社における保険金等支払管理態勢の改善・整備にあたっての着眼点の明確化
- ② 保険会社の「その他の付随業務」の明確化

という2点について行われておりますので、以下にその概要を説明させていただきます。

#### I. 保険会社における保険金等支払管理態勢の改善・整備にあたっての着眼点の明確化

##### 1. 改正の経緯

昨年、生命保険会社における保険金・給付金の不適切な不払いや損害保険会社における付随的な保険金の支払漏れといった問題が発生したことから、全ての保険会社に対して一斉報告徴求を行ったところです。

その中で把握された問題の分析結果及び様々な分野における問題点を整理した上で、各社における保険金等支払管理態勢の改善・整備にあたっての着眼点について、監督指針の改正を行い、その明確化を図ることとしたものです。

適時・適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能であり、自己責任原則に基づく適切な経営管理機能の発揮のもとで、このような監督指針も踏まえつつ、適切な支払管理態勢の構築が求められています。

##### 2. 改正の内容

保険金等支払管理全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のため、具体的には、

- ① 保険金等支払いに係る取締役等の認識及び取締役会等の役割
- ② 保険金等支払に関与する管理者の認識及び役割
- ③ 支払査定担当者の人材育成及び査定能力の維持・向上
- ④ 関連部門との連携
- ⑤ 支払管理部門における態勢整備
- ⑥ 内部監査
- ⑦ 監査役監査

の各項目に区分して、それぞれの着眼点を明確化するとともに、その他所要の改正を行ったものです。

#### II. 保険会社の「その他の付随業務」の明確化

##### 1. 改正の経緯

これまで、保険会社が行うビジネスマッチング業務等については、保険業法上の位置付けが不明確であったことから、他業禁止規制との関係で必ずしも保険会社により積極的に行われてこなかったところです。

今般保険業界より、これらの業務が保険業法上のいわゆる「その他の付随業務」に該当し、業務として行うことが可能であることの明確化を求める規制改革要望がなされたことから、すでに銀行においてこれらの業務の位置付けが明確化されていること等を踏まえ、その検討を行った結果、監督指針においてコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務が「その他の付随業務」に該当することを明確化することとしました。

##### 2. 改正の内容

保険会社が、従来から固有業務と一体となって実施することが認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、事務受託業務について、取引先企業に対するサービスの充実及び

固有業務における専門的知識等の有効活用の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当することを明確化しました。

それと同時に、例えば、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか、等「その他の付随業務」を実施するに当たっての留意点等も明確化しております。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[『「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正について』\(平成18年6月2日\)](#) または、「活動について・パブリックコメント」から[『「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正について・結果』\(平成18年6月2日\)](#) にアクセスしてください。

## 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について ～ 貸金業者の適切な業務運営に向けて ～

### 1. はじめに

金融庁は、貸金業者に対する検査・監督において把握された貸金業規制法に抵触する問題事例等を明確化し、貸金業者の適切な業務運営を促すため、「[貸金業関係の事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）](#)」を改正しました。本コーナーにおいては、ガイドライン改正の経緯及び改正概要について説明させていただきます。

### 2. ガイドライン改正の経緯

過剰貸付けは、多重債務問題の一つの要因として問題視されており、貸金業規制法の第13条第1項にも、これを禁止する規定があります。また、事務ガイドラインにおいても、無担保・無保証融資に係る貸付上限額の目処等を定め、貸金業者に対する指導を行ってきました。しかしながら、最近になって、事務ガイドラインに規定がない部分での過剰貸付けが問題となってきました。また、検査・監督において、過剰貸付け以外の問題事例を把握する事例も出てきました。

このため、貸金業制度の見直しの議論とは別に、問題となっている事例について、早急にガイドラインに明記し、貸金業者の業務の適正化を図る必要があると考え、今般のガイドライン改正を実施しました。

今回の改正は、3月7日から4月6日までのパブリックコメント手続を経て、5月31日に公表され、6月14日から施行されております。また、5月31日にはパブリックコメントの結果も公表しており、お寄せ頂いたコメントへの回答では、様々な事項について詳細に説明しておりますので、併せて参照していただきたいと考えております。

### 3. 改正の概要

#### (1) 必要とされる以上の金額の借入れの勧誘に該当する行為の明確化

##### (ガイドライン3-2-1(2)関係)

貸金業規制法第13条第1項は、「貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない」と規定しています。ガイドライン3-2-1は、この規定の監督に当たって、適切に行われるよう促す事項を挙げています。

改正前のガイドラインの3-2-1(2)は、「顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと」と規定していましたが、

- ① 返済の拒否等により債務額を維持するよう要請すること、
- ② 顧客の要請がないにもかかわらず包括契約の貸付限度額を引き上げることも、必要とされる

以上の金額の借入れの勧誘に該当することを明記することとしました。

まず、返済の拒否等により残高を維持するよう要請することは、顧客の返済能力を超える借入れの継続を強いる可能性が非常に高い行為です。次に、包括契約の貸付限度額を一方的に引き上げることは、それ自体が直ちに違法とは言えないまでも、結果として顧客が不必要な借入れ行動に陥る危険がある不適切な行為です。このため、これらの行為は必要とされる以上の借入れの勧誘に該当することを明確にし、監督当局として、貸金業者がこうした行為を行わないよう促すこととしております。

なお、パブリックコメントへの回答にも示しておりますが、貸金業者が、過去の取引実績を踏まえ、顧客に対し貸付限度額の引上げが可能であることを通知し、それに対して顧客が引上げを要請した場合は「必要とされる以上の借入れの勧誘」には該当しないと考えられます。ただし、貸金業者が通知したが顧客の意思表示がない場合に、顧客からの引上げの要請があったものとして扱うことは適切ではなく、あくまで顧客の現実の要請を前提とすべきと考えております。

## **(2) 有担保融資に当たっての融資審査の留意点の明示（ガイドライン3-2-1(5)関係）**

顧客の資金需要の態様は様々であり、担保として差し入れた物件が換価されることとなっても生活に支障を来さないことを十分に認識して借入れを申し込んでいる場合など、利用者保護上の問題がない場合にまで有担保融資を禁止することとすると、顧客の事情を一切勘案せずに借入れの機会を奪うこととなり、適切ではありません。しかしながら、顧客の収入の状況から返済が無理な金額を、顧客が担保の換価意思を有していないにもかかわらず、担保の価値だけに着目して貸し付けることは、まさに返済能力を超える貸付けに該当します。このため、今回の改正では物的担保を徴求して行う貸付けについてガイドラインに規定を設けることとしました。

ガイドライン3-2-1(5)は、まず、物的担保を徴求して貸付けを行おうとするときは、顧客の収入等に鑑みて、当該担保物件を換価しなくても返済し得るか否かを調査し、その結果を書面に記録することを求めています。これは、借入金が、顧客のキャッシュフローから返済できるかどうかを確認するためのものです。

次に、この調査の結果、担保物権を換価せずに返済し得ると認められない場合には、顧客が担保物件の換価の時期や換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容も合わせて記録することを求めています。これは、キャッシュフローからの返済が可能と認められない場合には、担保物件の換価が必要となるため、顧客がそれを認識しているかどうかの確認が必要と認められるためです。換価意思や換価後の生活方法について確認を行わないまま、キャッシュフローからの返済が不可能な金額を貸し付けることは、顧客の返済能力を超えた貸付けを行うことに該当するのみならず、顧客の将来の生活基盤を奪う、極めて不適切な行為となりかねず、この調査及び記録は厳格に求める必要があると考えております。

なお、保証人や物上保証人など、債務者以外の者から物的担保を徴求する場合も、上記と同様の調査、記録が必要です。パブリックコメントに付した際の案では、この部分は「保証人」のみが対象となっておりましたが、物上保証人その他の担保物権設定者についても、提供される担保の価値のみに着目し、資金需要者に対して過剰な貸付けが行われるおそれがあることから、「保証人その他の資金需要者以外の者」を対象とするよう、修正を行っております。

## **(3) 保証人の保証債務履行能力の確認（ガイドライン3-2-1(6)関係）**

保証人は、主たる債務者がその債務を履行しない場合には、その履行をする責任を負いますので、保証人についても、保証債務履行能力を確認する必要があります。このため、ガイドラインに保証人に関する規定を新たに設けることとしました。

ガイドライン3-2-1(6)は、保証人となる者について、収入、保有資産、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等を調査し、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力を書面に記録することと、履行能力を超える保証を求めないよう要請しています。

パブリックコメントでは、債務者からの返済が原則であり、保証人は補完的なものであることから、保証人の返済能力に関する調査は簡易なものも許されるところのご意見も寄せられました。しかし

ながら、上記のとおり、保証人は、主たる債務者が債務を履行しない場合にその履行をする責任を負うこと、貸金業規制法第13条第1項も、資金需要者である顧客のみならず、保証人となろうとする者についても資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査するよう求めていることから、ガイドラインに従い、適切な調査を行うことが必要であると考えております。また、調査に関しては、自己申告のほか、必要に応じて裏付けとなる資料の提出を求めるなど、適切な方法で行っていただく必要があると考えております。

#### (4) 違法年金担保の脱法的行為の禁止の明確化（ガイドライン3-2-2(1)関係）

貸金業規制法第13条第2項は、「貸金業者は、貸付け又は貸付けの契約に係る債権の管理若しくは取立ての業務を行うに当たり、偽りその他不正又は著しく不当な手段を用いてはならない」と規定しています。ガイドライン3-2-2は、この規定に該当するおそれが大きい行為を列挙しています。

今回の改正では、白紙委任状等の徴求など3-2-2(1)に掲げる行為は、契約の締結時のみならず変更時も行ってはならないこととしました。また、(1)に⑥として、公的給付の払込口座であることを知りながら、当該口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請することを加えることとしました。

貸金業規制法第20条の2は、公的給付が預貯金の口座に払い込まれた場合に、その口座の資金から弁済を受けることを目的として、債務者等の預金通帳、キャッシュカード、預貯金の引き出しに必要な情報等の引渡しや提供を求めること、又はこれらを保管することを禁止しております。このため、自動振替に関する依頼書を貸金業者が顧客から直接徴求する場合、貸金業者は預貯金の引出しに必要な情報を徴求することとなり、同条項に該当する可能性があります。しかしながら、第20条の2では、顧客が金融機関に直接依頼して自動振替を設定する行為を禁止することができず、当該規定の脱法的な行為を許すことになってしまう可能性があります。

このため、今回の改正では、第20条の2の脱法的な行為を実効的に抑止するために、顧客が直接自動振替を設定する行為についても、貸金業者が要請してこれを行わせることは第13条第2項違反となりうることを示すこととしたものです。

なお、パブリックコメントに付した際の案では、「債務者が自らの便宜のために求める場合を除き、公的給付が払い込まれる預金又は貯金の口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請すること」としていましたが、誤解や脱法的運用を招くとの御指摘を頂いたことから、「公的給付の払い込まれる預金又は貯金の口座であることを知りながら、当該口座からの自動振替を返済の方式として債務者に要請すること」と修正しております。

#### (5) その他

上記に加え、ガイドライン3-2-1が改正されたことに伴う都道府県への助言、勧告事項の改正（ガイドライン3-6）、財務局長権限の一部の財務事務所等への内部委任規定の新設（ガイドライン3-10、10-3）を行っております。

#### 4. おわりに

以上、貸金業関係の事務ガイドラインの改正について説明させていただきました。貸金業者が改正ガイドラインに従い対応することは、貸金業者の適切な業務運営を促し、利用者保護に資すると考えられます。金融庁としては、今般のガイドライン改正をも踏まえ、引き続き、貸金業者の厳正かつ適切な監督に努めてまいりたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正について」（平成18年5月31日）](#)または、[「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正案に対するパブリックコメントの結果について」（平成18年5月31日）](#)にアクセスしてください。

## 主要行の平成 17 年度決算について

主要行の平成 17 年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、平成 18 年 5 月 23 日に公表しました。

以下、主要行の平成 17 年度決算の概要について説明します。

### 1. 主要行の決算

当期純利益は 3.0 兆円となり、前年同期に比べ 2.4 兆円増と大幅に増加し、過去最高水準となりました。本業の利益である実質業務純益が堅調に推移する中で、経済環境の好転を背景とした取引先企業の業績回復により、過年度の不良債権処理に伴う貸倒引当金に戻り益が生じたことなどの特殊要因が、当期純利益の黒字幅の拡大に大きく寄与したものと考えられます。

また、自己資本比率については、前年同期に比べ 0.6%ポイント増の 12.2%となり、順調に改善しています。

### 2. 主要行の不良債権比率の状況

不良債権（金融再生法開示債権）残高は、全体で 4.6 兆円となり、前年同期と比べて 37.5%減少しました。破綻懸念先以下については、前年同期に比べ 49.1%減の 2.4 兆円となり、要管理債権については、前年同期に比べ 17.8%減の 2.3 兆円となりました。

不良債権比率は、平成 17 年 3 月期の 2.9%から 1.1%ポイント低下し、1.8%となりました。これは、主要行の不良債権比率の半減目標が達成された 17 年 3 月期決算以降も、各行の資産の健全化が進んでいるものと考えられます。

（注）平成 14 年 10 月に策定・公表された「金融再生プログラム」における「平成 16 年度には、主要行の不良債権比率を平成 14 年 3 月期（8.4%）の半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図る」という目標。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、「主要行の平成 17 年度決算について」速報ベース」（平成 18 年 5 月 23 日）にアクセスしてください。

## オーストラリア、タイ、香港及びカナダの金融情報部門との 疑わしい取引に関する情報交換枠組の署名について

1. 金融庁は、平成 18 年 5 月 9 日にオーストラリアの金融情報部門（以下 F I U <sup>(注1)</sup>）との間で情報交換のための枠組を構築するための当局間による文書に署名を行いました。更に、5 月 15 日にタイの F I U 及び香港の F I U との間でも同様の情報交換枠組の署名を行い、また、6 月 12 日には、カナダの F I U との間においても情報交換枠組の署名を行いました。

オーストラリアの F I U は、シドニーを本部とし、メルボルン、アデレード、ブリスベン、パースに支部を持つ、職員数が 100 名を超える政府機関です。オーストラリア F I U との情報交換枠組は、オーストラリア F I U の本部のあるシドニーにおいて、日本の F I U の長である知原特定金融情報管理官とオーストラリアの F I U の長であるニール・ジェンセン氏により署名が行われました。（写真参照）

2. 銀行や証券会社などの金融機関等は、組織犯罪処罰法 <sup>(注2)</sup> により、犯罪収益やテロ資金等の疑いのある取引を日本の F I U である金融庁特定金融情報室に届け出なければならないことになっております。今回設定された情報交換枠組は、金融庁特定金融情報室とオーストラリア、タイ、香港及びカナダの F I U との間において、これら犯罪収益やテロ資金の疑いのある取引の情報交換手続等を定めたものであり、今後、これらの国及び地域との間で犯罪収益やテロ資金の疑いのある取引に関する情報を迅速に交換することが可能となりました。



知原特定金融情報管理官とオーストラリア F I U の  
長であるニール・ジェンセン氏による署名文書交換

3. 犯罪、テロの国際化が進む中で、各国当局が情報を共有し、協調して取締りにあたるのが重要な課題となっており、F I U 間の情報交換を推進することが国際的な合意となっております。このような状況から、世界各国の F I U の間で情報交換のネットワークを構築する動きが進んでおり、我が国も上述した国・地域を含め、これまで、9 つの国及び地域との間で情報交換枠組を設定してきました（下記表参照）。また、その他の主要国との間でも早期に情報交換枠組を設定すべく協議しております。

国名	設定月日	F I U 名
英国	13 年 6 月	<b>SOCA</b> (Financial Intelligence Unit of the Serious Organised Crime Agency) (注) 本年 4 月に組織改編があり、設定当時は <b>NCIS</b> (Economic Crime Unit of the National Criminal Intelligence Service)
ベルギー王国	15 年 6 月	<b>CTIF-CFI</b> (Financial Intelligence Processing Unit)
大韓民国	15 年 12 月	<b>KoFIU</b> (Korea Financial Intelligence Unit)
シンガポール共和国	16 年 7 月	<b>STRO</b> (The Suspicious Transaction Reporting Office)
アメリカ合衆国	16 年 12 月	<b>FinCEN</b> (Financial Crimes Enforcement Network)
オーストラリア連邦	18 年 5 月	<b>AUSTRAC</b> (The Australian Transaction Reports and Analysis Centre)
タイ王国	18 年 5 月	<b>AMLO</b> (The Anti-Money Laundering Office)
香港特別行政区	18 年 5 月	<b>JFIU</b> (The Joint Financial Intelligence Unit)
カナダ	18 年 6 月	<b>FINTRAC</b> (The Financial Transactions and Reports Analysis Centre)

4. オーストラリア、タイ及び香港は、地理的、経済的に我が国と関係が深い国及び地域であり、オーストラリアのシドニー、タイのバンコク及び香港は、アジア・太平洋地域の金融センターとして各国からの資金が集中するところです。また、カナダも我が国との経済・金融面での関係が活発な国であり、これらの国及び地域との間で犯罪収益やテロ資金の疑いのある取引に関して迅速な情報交換を行うことは、我が国の犯罪対策やテロ資金対策の見地からも重要であることから、これらの情報交換枠組は非常に意義のあるものと考えています。

(注1) Financial Intelligence Unit の略称で、マネー・ローンダリング（マネロン）やテロ資金に関する疑わしい取引の情報を一元的に受理・分析し、捜査機関等に提供する政府機関を指す。日本のFIUは金融庁特定金融情報室。

(注2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「オーストラリア、タイ及び香港の金融情報部門との疑わしい取引に関する情報交換枠組の署名について」](#)（平成18年5月16日）及び[「カナダ金融情報部門との疑わしい取引に関する情報交換枠組の署名について」](#)（平成18年6月13日）にアクセスしてください。

## 金融経済教育懇談会第8回会合の開催について

金融庁では、昨年3月に、大臣の私的懇談会である[「金融経済教育懇談会」](#)を設置し、懇談会委員の先生方に計7回にわたって金融経済教育のあり方についてご議論頂き、昨年6月に[「金融経済教育に関する論点整理」](#)を取りまとめて頂きました。

今般、論点整理公表からおおよそ1年が経過したことから、平成18年5月15日（月）に[第8回金融経済教育懇談会](#)を開催しました。冒頭[金融庁長官からの挨拶](#)の後、関係省庁等の取り組み（金融広報中央委員会（金融教育）、内閣府大臣官房企画調整課（経済教育）、内閣府国民生活局消費者企画課（消費者教育））についてご紹介頂き、金融庁から[「金融経済教育に関する論点整理『直ちに実施すべき事項』の取り組み状況」](#)について報告しました。

その後、自由討議の中で懇談会委員の先生方からご意見を賜りましたが、主なものは以下のとおりです。金融庁としては、委員の先生方のご意見を踏まえながら、今後とも、関係団体とも連携しつつ、関係省庁とも一体となって、金融経済教育に積極的に取り組んで参ります。

### 懇談会委員の先生方の主な意見

#### （金融経済教育における政府の役割）

- アメリカでは金融リテラシー教育について法律に盛り込まれたのを契機に、財務省を主幹事として金融リテラシー教育を推進するための委員会が設置され、約20の関係省庁が参加している。日本において金融経済教育を学校に広げていくためにも、そうした手法について検討してほしい。
- 金融の関わる範囲は幅広いので、これまで以上に多くの省庁が集まって、テーマごとに金融を絡めて教育していくことが重要ではないか。関係省庁のネットワークをもっと広げて欲しい。
- 金融経済教育を国が中心となってやるかどうかという点については、アメリカは過去に数十年間、民間主導で行った上で現在の動きとなっており、日本で同様のことを拙速に行くと誤解を招く可能性がある。
- 学校教育は、文部科学省、金融広報中央委員会を中心に取り組みが進んでおり、各主体は、文部科学省、金融広報中央委員会に協力する形で教育を進めていけばよいのではないかと。社会人向け教育は学校教育に比べ遅れており、担い手として、内閣府、金融庁の役割が期待されている。
- キッズ向けコンテンツが充実してきており、文部科学省でキッズ向けコンテンツをとりまとめたサイトを作成してはどうか。



### (金融庁に求められること)

- 金融庁がこれまでに行ってきたことには政府でなければできないこと、民間に任せてもできるものもある。今後金融庁がやっていくべきことは、ルールを作る、或いは流れを作るという政府でなければできないことではないか。
- 金融庁に今後は是非進めて欲しいことは、何故今金融経済教育が必要なのかということ、金融経済教育を受ける機会があるということを国民に認知させることである。そのためには、マスメディアとタイアップしていくことが重要である。例えば、親子で学ぶというコンセプトや金融経済教育のシンボリックな存在を設けるということも考えられるのではないか。
- ホームページは作って示せば終わりではない。コンテンツを自治体に配るとともに、必要があれば人を派遣して研修を行うことが重要。
- 現在、アンケート、意識調査等教育の受け手の主観的な評価は増えてきているものの、教育の受け手の行動に関する調査や意識と属性をリンクさせた調査等は十分に行われていない。活動の評価をきちんと行うことが重要。
- 金融経済教育の受け手にアクセスする際に、皆が参加する形をとる、或いは受け手にとって身近な話題を探す等アクセスの方法を工夫する必要がある。

### (自主規制機関、民間企業、地域等による金融経済教育の実施)

- 金融商品取引法案では自主規制機関が金融経済教育を担っていくことが規定されているが、自主規制機関が一般消費者向けの教育に取り組むのと同時に、例えば証券取引所であればディスクロージャー等について企業に教育を行い、証券業協会であれば傘下の証券会社に消費者を向いた事業を展開するように教育を行うことにより、社会人向け教育が一層進むのではないか。
- 金融機関にCSRとして、投資家教育、金融経済教育に取り組みざるを得ないような環境作りを行うことができないか。また、特に社会人向け教育として、事業会社の経営者が金融経済教育の取り組みを行うことも大切である。
- 民間金融機関にお願いするのではなく、民間金融機関の活動のうちよいものを誉める、或いは、民間金融機関の金融経済教育に関するコンテンツのうち素晴らしいものに金融庁ホームページからリンクを貼るという取り組みを行ってはどうか。
- 今後、金融経済教育を学校教育の中に根付かせていくにも、地域との連携がますます重要になってくる。それには地域に基盤がないとうまくいかないの、地域に金融経済がわかる人を増やしていく必要があるのではないか。

### (学校における金融経済教育)

- 学校の現場では、現在、安全・安心、食育、子育て支援、幼保小・小中・中高の連携等の課題への取り組みで忙しい。また、理科離れの問題、英語教育、学力テストへの対応といった課題もある。こうした中であって金融教育が入っていくのは非常に難しく、カリキュラムの中で如何に位置づけるかが重要である。
- 学校においては、金融経済の基礎となる部分の教育や消費者教育は最近充実してきているが、投資教育は未だ不十分である。投資教育というと金儲けの方法論を教えることと勘違いする教員が未だに多く、学校教員の意識を変える努力が必要である。そのために、先生自身に投資を疑似体験していただくことが重要であり、そうした機会を設けてほしい。
- お金を増やすための知識・教育と減らさないための知識・教育は大きく異なる。投資教育にも、プラスを生む教育とマイナスを防ぐ教育があり、両者を区別すれば学校教育でも理解が得られるのではないか。
- 株式投資の疑似体験型教材はマネーゲームに終わりがちである。論文等を書かせてはいるが、例えば環境がよくなるように銘柄を選定するなどお金の使い方の意義を考えながら取り組んでいる学校は少ないのではないか。
- 株式投資の疑似体験型教材は、先生の使い方によって資本市場や経済の動きを学習できる道具にもなる。従って教育現場で実際に教材を使用する教員の研修を行っていくことが重要。
- 投資教育という言葉は誤解が多い言葉で概念が確立していない。今後、金融教育プログラムの中で、投資教育という言葉を使うのであれば、きちんと定義をしてから使わないと誤解を招く恐れがある。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融経済教育懇談会第8回会合の開催について」](#)（平成18年5月24日）および「[金融経済教育懇談会（第8回）議事要旨](#)」（平成18年5月15日開催）にアクセスしてください。

## 金融庁ホームページ「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」の改訂 及び 小学生・中学生・高校生の金融庁訪問受入の開始について

[金融経済教育懇談会の論点整理（平成17年6月30日公表）](#)において、金融庁が「直ちに実施すべき事項」として、金融庁ホームページの継続的な改善が挙げられております。インターネット・ITの活用は、時間的・地理的な制約を超えて、幅広い情報の受け手が金融経済に関する各種教材を始めとする多様な情報へのアクセスを確保するために重要であり、金融庁ホームページについて、こうした観点から、多様な層の関心を喚起できるようなコンテンツを充実するなど、継続的な改善を行なう必要があるとの趣旨です。

そこで、金融庁では、平成18年5月11日（木）に、ホームページの学校関係者・一般利用者向けコーナー「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し、子供向けコンテンツ、暮らしに役立つ情報等の充実等を図りました。

### 《主な変更点》

#### 1. 学校関係者向けコーナー「おしえて金融庁」に子供向けコンテンツ「カネールの KIN☆YOU ランド」を導入

金融庁が作成している小学生向けパンフレット「[くらしと金融](#)」、中学生・高校生向け副教材「[インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き](#)」、高校卒業生向けパンフレット「[はじめての金融ガイド](#)」を題材に、キャラクター「カネール」とともにゲーム感覚で学べる親しみやすい内容としました。

##### ① クイズ! パネルDE カネール

「お金の流れ」、「会社のやくわり」、「金融のはたらき」、「生活と金融」の各ジャンルについて、難易度に応じた3択の問題が出題されます。

##### ② ゲーム☆金融カルタ

金融に関する用語について、カルタで遊ぶ感覚で学ぶことができます。

##### ③ カネールのお金ぐるぐるストーリー

キャラクター「カネール」と一緒に会社・政府・銀行などを散策することで、経済や金融の仕組みが絵本を読むような感覚で学べます。

##### ④ ゲーム☆タマゴはこび

タマゴ運びにより、集中投資のリスクを体感することができます。

#### 2. 一般利用者向けコーナー「一般のみなさんへ」に「お金と暮らし」コーナーを新設

「一般のみなさんへ」に生活設計に役立つ情報や一般的な経済・金融情報を掲載する「[お金と暮らし](#)」コーナーを新設しました。

#### 3. 金融関係団体等へのリンクの充実

「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」の各コーナーにおいて、金融関係団体等が作成しているコンテンツへのリンクを充実させました。

#### 4. 「金融早わかりQ&A」のリニューアル

[「金融早わかりQ&A」](#)をリニューアルし、「一般のみなさんへ」に掲載しました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融庁ホームページ「おしえて金融](#)

[庁」、「一般のみなさんへ」の改訂について」\(平成18年5月11日\)](#)にアクセスしてください。

また、金融庁では、金融経済教育を積極的に推進する観点から、子供向けコンテンツの充実に併せて、小学生・中学生・高校生を対象に金融庁訪問の受入を下記のとおり開始しました。

6月1日(木)に、第1号として、川崎市立土橋小学校6年生 18名の訪問を受け入れ、小学生向けパンフレットの紹介、キッズ向けコンテンツを用いたゲーム等を行いました。金融庁訪問を希望される方は担当【金融庁総務企画局政策課地方調整係(内線3168、2796)】までご連絡ください。



#### ● 小学生・中学生・高校生の金融庁訪問の受入の概要

**対 象** 小学生・中学生・高校生

**受入人数** 最大20名程度

**内 容**

- ・ 小学生・・・小学生向けパンフレットの説明、キッズ向けコンテンツを用いたゲーム等の実施
- ・ 中学生・・・中学生・高校生向け副教材等の紹介、キッズ向けコンテンツを用いたゲーム等の実施
- ・ 高校生・・・高校卒業生向けパンフレット等の説明、キッズ向けコンテンツを用いたゲーム等の実施

**受入可能な日程** 原則月曜日、水曜日、木曜日の10:00～11:00のうち30分程度。(業務上受入困難な日を除く。)

## 【法令解説】

### 銀行法施行令等の一部改正 ～ 銀行代理業制度の創設等に関する政省令の改正の概要 ～

#### I. はじめに

預金者等の利便性の向上と銀行経営の効率化を図ることを目的に、銀行代理店制度を見直し銀行代理業制度等を創設するとともに、業務規制等の緩和及び銀行等の適切な業務運営確保のための措置を講じるための「[銀行法等の一部を改正する法律](#)」（平成 17 年法律第 106 号。以下「改正法」と言う。）は、平成 17 年 11 月 2 日に公布され、平成 18 年 4 月 1 日に施行されました。

銀行代理業制度の基本的な考え方は、利用者の金融サービスに対するアクセスを確保・向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるよう、より幅広い形態での銀行代理業への参入を認めることにあります。このため、一般の事業者が銀行代理業に参入するにあたって求めていた銀行との出資関係を不要とするとともに他業の兼営についても可能としました。他方、銀行代理業の適正かつ確実な遂行を確保するため、銀行代理業への参入を許可制とし、他業の兼営については個別承認制とするとともに、利用者保護や銀行の健全性を確保するための措置を講ずることとしたものです。

改正法の概要については、「[【法令解説】銀行法等の一部を改正する法律](#)」[アクセス F S 第 36 号 \(2005 年 11 月 30 日発行\)](#) で解説したところですが、今回は、その施行に伴う政省令等の主な改正の概要について解説します。

#### II. 銀行代理業制度

##### 1. 銀行代理業の許可の基準

銀行代理業の許可にあたっては、

- ① 銀行代理業を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること
- ② 人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること
- ③ 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であることを基準として審査することとされています（銀行法第 52 条の 38 第 1 項）。

これを受け、当該許可の審査をするときは、次に掲げる事項に配慮することとしました。

##### (1) 財産的基礎（銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 1 号）

銀行代理業者が行った行為の効果は所属銀行（委託元の銀行）に属し、銀行代理業者自体は預金債務等を負うことはないため、銀行に求められるような高度な財産的基礎を求める必要はないと考えますが、銀行代理業に係る顧客から交付を受けた金銭等の費消・流用の防止等の適切な業務運営の確保、安定的・継続的サービスの提供を確保する観点から、最低限必要な財産的基礎を求めることとしました。

具体的な財産的基礎の基準については、他法令の例も参考に、申請者の純資産額（資産－負債）が、法人の場合は 500 万円以上、個人の場合は 300 万円以上であること等とし（銀行法施行規則第 34 条の 36）、また、銀行代理業開始後三事業年度を通じて、当該財産的基礎の基準を維持できると見込まれることとしました（銀行法施行規則第 34 条の 37 第 2 号）。

##### (2) 人的構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること（銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 2 号）

###### ① 業務遂行能力

- 銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有するか否かについては、
- イ) 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況、
  - ロ) 銀行代理業の業務運営体制が次に掲げる要件に該当するか審査することとしました。

## イ) 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況

### (銀行法施行規則第34条の37第3号イ、ロ)

- a) 銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者<sup>1</sup>を、法令等の遵守の責任者として銀行代理業を営む営業所ごとに、かつ、統括責任者として銀行代理業を統括する部署に、それぞれ配置していること。

なお、複数の営業所又は事務所（以下「営業所等」といいます。）を有する銀行代理業者が主たる営業所等（本店）のみで銀行代理業を行う場合には、当該営業所等に責任者を置けば足りませんが、従たる営業所等（支店）のみで銀行代理業を行う場合には、当該従たる営業所等に責任者を、主たる営業所等（本店）の銀行代理業を統括する部署に当該従たる営業所等を指揮する統括責任者を配置することが必要となります。また、一の営業所等しか持たない場合には、統括責任者を置く必要はありません。

- b) 当座預金又は資金の貸付けを取り扱う場合には、銀行代理業を営む営業所等ごと配置する責任者及び銀行代理業を統括する部署に配置する統括責任者のうちそれぞれ1名以上は、次に掲げる実務経験を有する者でなければならない。

#### i) 当座預金を取り扱う場合

当座預金を取り扱う場合（資金の貸付けを取り扱わない場合に限り。）には、当座預金業務又は資金の貸付け業務を通算して3年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者<sup>2</sup>を配置していること。

この場合、当座預金業務の実務経験のみ3年のほか、事業者向け貸付業務の実務経験3年又は併せて3年のいずれの場合でも要件を満たすものと考えます。

#### ii) 資金の貸付けを取り扱う場合

資金の貸付けを取り扱う場合には、貸付業務に3年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者を配置していること。

ただし、資金の貸付けのうち、預金・国債担保貸付、事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約<sup>3</sup>であって契約の締結に係る審査に関与しない場合<sup>4</sup>には、貸付業務に関する十分な知識を有していれば足り、貸付業務の実務経験は求めないこととし、また、規格化された貸付商品<sup>5</sup>であって契約の締結に係る審査に関与しない場合には、貸付業務に1年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であればよいこととしました。

## ロ) 業務運営体制（規則34条の37第3号ハ、ニ、ホ）

業務運営体制については、次に掲げる要件に該当するか審査することとしました。

- a) 預金・為替業務の代理を行う場合には、オンライン処理など、銀行代理業の内容に応じて必要な事務処理の体制が整備されていること。

なお、勘定処理が生じない場合のほか、あらかじめ顧客に対し同意を得るなどによりトラブルが生じない体制が整備されていると認められる場合には、オンライン・リアルタイム以外の方法で処理することを妨げるものではありません。

- b) 社内規則等を定め、これに基づく業務の運営が検証されるなど、法令等を遵守した運営が確保されていると認められること。

- c) 人的、資本的構成又は組織等により、銀行代理業を的確、公正、効率的に遂行すること

1 「知識を有する者」とは、例えば、所属銀行による研修の受講等により営む銀行代理業の業務に関する法令等の知識を習得した者をいい、必ずしも預金、貸付け又は為替取引の実務経験者である必要はないことを意味します。

2 「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、営む銀行代理業の内容に応じて求められる知識及び経験について、資格及び業務経歴に照らして判断することとなる。

3 「事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約」とは、貸付契約締結の可否や契約条件の設定の手続き等が定型化されているため、融資担当者の裁量の余地の乏しい貸付けをいい、住宅ローン、カードローン、教育ローン、カーローンなど消費者向け貸付けが含まれます。

4 「契約の締結に係る審査に関与しない場合」とは、貸付契約の可否の判断や契約条件の設定について関与しないことをいい、単に媒介を指すものではありません。

5 「規格化された貸付商品」とは、資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいい（規則第34条の37第3号イ(1)）、財務情報とは、財務諸表の各勘定科目など、資金需要者の財務に関連するデータで、融資担当者の裁量の働く余地のないものをいいます。

について支障が生じるおそれがあると認められないこと。

これは、例えば、申請者自体は銀行代理業を専業で行うこととしていますが、親法人・子法人等が他業を営む場合には、役員の兼職の状況や業務執行体制等によっては、利益相反行為等の弊害が生じ得ることを念頭に置いたものです。

## ② 社会的信用（規則 34 条の 37 第 4 号、第 5 号）

申請者（法人の場合にはその役員を含む。）が次のいずれかに該当している場合は、社会的信用を有さないものとして明確化しました。なお、暴力団員等については、当然に社会的信用を有さないとして許可を拒否することとなります。

イ) 成年被後見人又は被保佐人

ロ) 破産者で復権を得ない者

ハ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ニ) 銀行法等、出資法、貸金業規制法に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

ホ) 銀行業等の免許、銀行代理業等の許可の取消し等の日から 5 年を経過していない者

ヘ) 銀行法に基づき銀行、銀行代理業者等の役員の解任を命ぜられた者

## (3) 兼業基準（銀行法第 52 条の 38 第 1 項第 3 号）

他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であることについては、次に掲げる要件のいずれにも該当していないこととしました（規則第 34 条の 37 第 6 号）。

なお、他業を兼営しながら預金及び為替取引を取り扱うことについては、兼業による利益相反行為等の弊害が生じる蓋然性が低いと考えることから、特段規制を設けないこととしました。

イ) 兼業の内容が法令に抵触するものであること。

ロ) 兼業の内容が銀行代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

例えば、銀行代理業者が、善良な風俗や公共の平穩を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務及び反社会的な業務などを兼業する場合があります。

ハ) 資金の貸付けの内容が、次に掲げもの以外であること。

ア) 預金・国債担保貸付又は消費者向け貸付の代理・媒介、事業の用に供する資金の貸付けについては、規格化された貸付商品（1 千万円を上限とする。）であってその契約の締結に係る審査に関与しないものであること。

イ) さらに、貸金業、クレジット業、債務保証等の信用の供与を主たる業務とする者の場合には、預金・国債担保貸付の代理・媒介のほか、消費者向けの規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与するものではないこと（当該貸付資金で購入する物件等を担保とする貸付等に限る。）であること<sup>6</sup>。

ニ) 兼業における取引上の優越的地位の濫用により顧客保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

## 2. 兼業承認の基準（銀行法第 52 条の 42 第 1 項）

兼業の承認の申請があったときは、上記 1. (3) 兼業基準に基づき審査することとしました（銀行法施行規則第 34 条の 41 第 3 項）。

なお、兼業の承認が必要となるのは、現に営む他業が属する日本標準産業分類に掲げる中分類（大分類 K—金融・保険業に属する場合にあっては細分類）と異なる中分類に属する事業を新たに営む場合と考えています。

また、銀行代理業者が兼業の承認を受けなくとも営むことができる「銀行代理業に付随する業務」（銀行法第 52 条の 42 第 1 項）とは、所属銀行のために行う当該所属銀行が営む付随業務の代理・媒介が該当しますが、当該行為が他の法令において許認可等の開業規制の対象となっている場合は、兼業承認を要する他業として取り扱うこととなります。

<sup>6</sup> 主たる業務が信用の供与を行う業務であっても、「所属銀行と銀行代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるものでないもの（銀行法施行規則第 34 条の 37 台 6 号二）に該当する場合には、上記 b) の要件は求めないこととしました（例えば、リース業については、この要件に該当する場合があります。）。

### 3. 分別管理（銀行法第 52 条の 43）

分別管理については、兼業業務における銀行代理業に係る金銭等の費消・流用を禁止し、所属銀行との間で確実に受払いが行われることを確保するための措置であるが、具体的には、管理場所を区別することその他の方法により銀行代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はいずれの所属銀行に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならないこととしました（銀行法施行規則第 34 条の 42）。

### 4. 顧客に対する説明等

#### （1）顧客に対する明示（銀行法第 52 条の 44 第 1 項）

銀行代理業者は、銀行代理行為（銀行法第 2 条第 14 項各号に掲げる行為をいいます。）を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、所属銀行の商号、代理か媒介かの別のほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならないこととしました（銀行法施行規則第 34 条の 43）。

- ① 銀行代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属銀行からの権限の付与がある旨
- ② 所属銀行が二以上ある場合において、
  - イ) 顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属銀行に支払うべき手数料が異なるときは、その旨
  - ロ) 顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約と同種の契約<sup>7</sup>の締結の代理又は媒介を他の所属銀行のために行っているときは、その旨
  - ハ) 顧客の取引の相手方となる所属銀行の商号又は名称

このほか、顧客の求めに応じ、上記②ロ)の同種の契約の内容等、顧客の参考となるべき情報の提供を行わなければならないこととしました（銀行法施行規則第 34 条の 46）。

#### （2）預金者等に対する情報の提供（銀行法第 52 条の 44 第 2 項）

銀行代理業者は、銀行における預金者等に対する情報提供義務と同様、主な預金、定期積金又は掛金（以下「預金等」といいます。）の金利、手数料、預金保険法の対象等を明示し、商品情報等の説明を行わなければならないこととしました（銀行法施行規則第 34 条の 44）。

#### （3）健全かつ適切な運営の確保措置（銀行法第 52 条の 44 第 3 項）

##### ① 預金等との誤認防止

銀行代理業者が預金等以外の金融商品の販売等を行う場合には、預金等との誤認防止のため、書面の交付等により、イ) 預金又は定期積金等ではないこと、ロ) 預金保険の対象とはならないこと、ハ) 元本の返済が保証されていないこと、ニ) 契約の主体等の事項の説明を行わなければならないこととしました。また、銀行代理行為を行う営業所等の窓口には、銀行代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならないこととしました（銀行法施行規則第 34 条の 45）。

##### ② 顧客情報の適正な取扱い

銀行同様、個人顧客情報の安全管理措置等（銀行法施行規則第 34 条の 47）のほか、イ) 銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報<sup>8</sup>を、事前に書面等により当該顧客の同意を得ずに銀行代理業以外の業務に利用しないこと、ロ) 他業において取扱う顧客の非公開情報を、事前に書面等により当該顧客の同意を得ずに銀行代理業に係る業務に利用しないこと、事前に書面等より当該顧客の同意を得ずに所属銀行に提供しないことを確保するための措置を講じなければならないこととしました（銀行法施行規則第 34 条の 48）。

##### ③ 社内規則等の整備

銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければ

7 「同種の契約」とは、顧客が取引しようとする目的に照らし、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付けであれば資金使途を同じくする目的別貸付商品（住宅ローン、マイカーローン等）や消費者向けカードローン等の別、為替取引であれば内国為替・外国為替の別により判断します。

8 「非公開金融情報」とは、その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報をいいます。

ばならないこととしました（銀行法施行規則第34条の49）。

#### **(4) 銀行代理業に係る禁止行為（銀行法第52条の45）**

銀行代理業に関し、顧客に対し、

- ① 虚偽のことを告げる行為
- ② 不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- ③ 抱合わせ融資
- ④ 情実融資
- ⑤ その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- ⑥ 銀行代理業者としての取引上又は兼業業務における取引上の優越的地位の濫用
- ⑦ 所属銀行に対し、銀行代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為を顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある禁止行為として定めました（銀行法施行規則第34条の53）。

#### **(5) 銀行代理業者の休日及び営業時間（銀行法第52条の46）**

銀行の営業所と同様、決済システムの安定性確保の観点から、当座預金の代理を行う銀行代理業者の営業所等の休日及び営業時間については、銀行法上の法定休日（土日祝日、12月31日から1月3日まで）及び営業時間（午前9時から午後3時まで）の規制を課すこととした。

なお、当座預金を取り扱わない営業所等については、当該規制は適用せず、また、法定休日及び営業時間以外の時間に営業することを妨げるものではありませんが、公衆の見やすい場所に、休日及び営業時間を掲示しなければならないこととしました（銀行法施行令第16条の7、銀行法施行規則第34条の54・第34条の55）。

#### **(6) 銀行代理業に関する帳簿書類（銀行法第52条の49）**

銀行代理業の処理及び計算を明らかにするため、主たる営業所等には総勘定元帳（5年間）を、従たる営業所等には銀行代理勘定元帳（10年間）を、代理行為を行わない場合には、媒介行為の内容を記載した書面の作成、保存を義務付けることとしました<sup>9</sup>（銀行法施行規則第34条の58）。

#### **(7) 銀行代理業に関する報告書（銀行法第52条の50）**

銀行代理業者は、銀行代理業に関する報告書を財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面又は貸借対照表及び損益計算書を添えて、銀行代理業者の事業年度経過後3月以内に提出しなければならないこととしました（銀行法施行規則第34条の59）。

#### **(8) 所属銀行の説明書類等の縦覧（銀行法第52条の51）**

顧客への情報開示の観点から、銀行代理業者は、所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が銀行法の規定に基づき作成し、公衆の縦覧に供するいわゆるディスクロージャー誌を、所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の事業年度経過後4月以内に銀行代理業を営む営業所等に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととしました（銀行法施行規則第34条の60）。

### **5. 所属銀行による銀行代理業者に対する指導等**

所属銀行は、銀行代理業者に対する業務の指導その他銀行代理業の健全かつ適切な運営の確保が義務付けられていますが（銀行法第52条の58）、具体的には、次に掲げる措置を講じなければならないこととしました（銀行法施行規則第34条の63）。

- ① 業務の指導、銀行代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置
- ② 銀行代理業の実施状況の検証、改善等を行うための措置
- ③ 銀行代理業の委託契約、再委託契約の変更・解除を行うための措置
- ④ 銀行代理業者が行う資金の貸付け等の取り扱いについて、自らが必要な審査を行うための措置
- ⑤ 銀行代理業者に顧客情報を不正に取得させないなど顧客情報の適切な管理を確保するための措置
- ⑥ 所属銀行の商号、銀行代理業者を示す文字、銀行代理業者の名称を店頭掲示させるための措置

<sup>9</sup> 銀行代理業者自身が勘定処理を行わない場合には、勘定元帳の作成は不要です。



- ⑦ 銀行代理業者の営業所等における犯罪防止のための措置
- ⑧ 銀行代理業を営む営業所等の廃止にあたっては、所属銀行の営業所等へ支障なく引き継がれるなど顧客に著しい影響を及ぼさないための措置
- ⑨ 銀行代理業者の顧客からの苦情を適切・迅速に処理するための措置

## 6. 適用除外（銀行法第 52 条の 61）

銀行代理業の許可を受けなくとも銀行代理業を営むことができる者として、銀行のほか、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫を定めることとしました（銀行法施行令第 16 条の 8）。

## 7. 権限委任（銀行法第 59 条）

銀行代理業の許可等の銀行代理業者に係る権限は、原則、銀行代理業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務（支）局長に委任することとしました（銀行法施行令第 17 条の 4）。

## III. その他の規制緩和

今回の政省令の整備に際して措置したその他の主な規制緩和の概要は以下のとおりです。

### 1. 銀行の休日及び営業時間

#### (1) 銀行の休日

銀行の営業所の設置場所の特殊事情のほか、例えば、営業所の立地条件（住宅街、オフィス街、商店街等）や顧客層（個人中心、事業者中心）等により、休業しても顧客利便を著しく損なわないなどの事情により、休日にしても業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして承認を受けた場合は、法定休日以外の日を休日とすることができることとしました。

なお、承認にあたっては、

- ① 内国為替取引を通信回線を用いて処理する制度の運営に支障を及ぼすおそれがないこと、
- ② 顧客の利便を著しく損なわないこと<sup>10</sup>、
- ③ 当座預金業務を営んでいないことについて審査することとなります（銀行法施行令第 5 条、銀行法施行規則第 15 条）。

#### (2) 銀行の営業時間

上記(1)と同様の事情により、法定の営業時間帯（午前 9 時から午後 3 時まで）に窓口を閉めても、顧客の利便を損なわず、当座預金業務を営んでいない銀行の営業所については、法定の営業時間を変更できることとしました。なお、当該変更をする場合は届出制となっています（銀行法施行規則第 16 条、第 35 条第 1 項第 7 号）。

### 2. 資金の貸付けの業務に係る金銭の受払事務の委託

いわゆる異業種（証券会社、ノンバンク等）の A T M による預金業務に係る金銭の受払事務の委託に加え、貸付業務に係る金銭の受払事務の委託を解禁することとしました。なお、貸付業務に係る金銭の受払事務については、主たる業務が信用供与を行うものである者の A T M については、預金・国債担保貸付に係るものに限ることとすることとしました（銀行法施行規則第 13 条の 6 の 4、平成 18 年金融庁告示（銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づき預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定める件））。

### 3. 銀行等の議決権保有制限規制

銀行又はその子会社に対する国内の会社の議決権の保有制限規制（銀行法第 16 条の 3）において、銀行又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する議決権のない株式について、当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するための議決権のある株式への転換その他の合理的な理由があることについてあらかじめ承認を受けた場合には、制限を超えて議決権を保有することができることとしました（銀行法

<sup>10</sup> 「顧客の利便を著しく損なわないこと」とは、例えば、営業所に併設する A T M 等を休業する法定の時間帯に稼働させることや当該営業所の近隣の営業所で同様のサービスの提供が受けられることなどが考えられます。

施行規則第 17 条の 6 第 1 項第 11 号)。

(注) 上記 1. から 3. までについては、長期信用銀行、信用金庫、労働金庫及び信用組合についても、同様の措置を講じました。

#### 4. 信用金庫等の員外貸出規制

信用金庫等の協同組織金融機関は、その組織の特殊性にかんがみ会員以外の者に対する貸付けは、当該信用金庫等の貸付け等の総額の 20%を超えてはならないとされていますが、当該規制の枠内において、

- ① 独立行政法人及び地方独立行政法人に対する資金の貸付け及び手形の割引、
- ② 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者に対する同条第 4 項に規定する選定事業に係る資金の貸付けを認めることとしました（信用金庫法施行令第 8 条等）。

(注) 労働金庫及び信用組合についても、同様の措置を講じました。

※ 詳しくは、金融庁ホームページの「パブリックコメント」から「[銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）の公表について](#)」（18 年 2 月 20 日）及び「[銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について](#)」（平成 18 年 5 月 17 日）にアクセスしてください。

## 【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの[「記者会見等」](#)のコーナーにアクセスしてください。

**Q： 生命保険会社の決算で、主要9社は8年ぶりの増収になりましたが、ご所見はいかがですか。**

A： 生保もようやく経済環境が良くなってきて、本来の生保の事業が少しずつ順調さを取り戻していると思います。これは喜ぶべきことでございます。

しかしながら、よく見れば逆ざやはまだわずかですけれども残っている。生保が本当に健全だというのは、やはりこの逆ざやや状態が解消することだろうと私は思っております。各社の御努力を心から期待をしております。

(平成18年5月30日(火) 閣議後記者会見)

**Q： 今国会に提出している金融商品取引法ですが、この中にファンドの規制も盛り込まれています。改めてこの法律の意義をお聞かせください。**

A： やはり一つは、どこにどういうファンドがあるのか、知識は金融庁側は持っていなければいけないと思うことがあります。ただし、全てのファンドかと言えば、やはりほんの仲間うちのファンドというものについては、その人たちが自由にやっておるわけですから、ファンドとしての登録とか規制とかということは必要ないだろうと。もちろん、その他法令に従って行動していただかなければならないということは当たり前のことですが、ただ、もう少し広い意味のファンド、典型的なのは外部に参加を求めるようなファンドというのは、やはりファンド自体の存在をきちんと明らかにしていただかなければなりませんし、構成員に対しても必要な事項をちゃんと知らせるということは、今回の法律の精神でございます。

(平成18年6月2日(金) 閣議後記者会見)

**Q： 村上ファンドの代表の逮捕がありました。証券市場の監視強化とか、金融商品取引法が成立した後の課題について教えてください。**

A： まず、証券取引等監視委員会は、今回またその役割を、十分、私は果たしたと思っております。目立たない作業でございますけれども、今回の東京地検の一連の行動については、法律の解釈、資料の収集等々、すべて監視委員会がサポートしていたわけございまして、もともと刑事事件に関しては表に出ない存在でございますけれども、監視委員会はその与えられた使命を、十分果たしていたと思っております。

それから、今、参議院で最終局面を迎えております金融商品取引法の中には、一定のファンドについての規定がございます。これは、金融庁が苦心して作った作品ございまして、一方では投資家を、情報開示等を通じて守るといふことのほかに、やはり自由な経済活動を通じて日本の経済は活性化されるべきだといふ2つの思想が私は入っていると、そのように思っております。現段階において、追加すべき規定というのは思い当たらないと思っております。

したがって、金融商品取引法を国会で御承認いただいて、またその法律の運用をしていく間に、色々また考えなければならぬようなことも出てくるかもしれませんが、現時点ではベストの作品だと思っております。

(平成 18 年 6 月 6 日 (火) 閣議後記者会見)

**Q： 証券取引等監視委員会と金融監督行政の人員の強化について、大臣のお考えをお聞かせください。**

A： そうむちゃくちゃな人員要求というのは、こういう時代ですから通るはずもないのですけれども、やはり最低限、消費者、投資家の保護というために必要な人員は、お願いしたいと思っております。

(平成 18 年 6 月 13 日 (火) 閣議後記者会見)

## 【お知らせ】

### ○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの[「ご意見箱」](#)にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

### ○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

## 【5月の主な報道発表等】

- 1日(月) [アクセス](#) ・ 会社法及びその整備法の施行に伴う各監督指針及び事務ガイドライン等の一部改正
- 9日(火) [アクセス](#) ・ フジプレミアム株式会社の株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定
- 10日(水) [アクセス](#) ・ 中央青山監査法人及び同法人の公認会計士に対する懲戒処分  
[アクセス](#) ・ 第5回信託検査マニュアルに関する検討会開催
- 11日(木) [アクセス](#) ・ 金融庁ホームページ「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」の改訂
- 12日(金) [アクセス](#) ・ タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その41）及び届出を行うべきタリバーン関係者等のリストの一部改訂  
 ・ 平成18年春の勲章伝達式
- 15日(月) [アクセス](#) ・ 第8回金融経済教育懇談会開催  
[アクセス](#)
- 16日(火) [アクセス](#) ・ オーストラリア、タイ及び香港の金融情報部門との疑わしい取引に関する情報交換枠組の署名
- 17日(水) [アクセス](#) ・ 銀行法等の一部を改正する法律の施行日政令(案)、銀行法等の一部改正法律の施行に伴う関係政令の整備政令(案)及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)に対するパブリック・コメントの結果  
[アクセス](#) ・ 第5回証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会開催  
[アクセス](#)
- 22日(月) [アクセス](#) ・ 保険会社に係る検査マニュアル改訂(案)の公表(パブリック・コメント)
- 23日(火) [アクセス](#) ・ 主要行の平成17年度決算(速報ベース)
- 24日(水) [アクセス](#) ・ 足利銀行の経営に関する計画の履行状況の公表  
[アクセス](#) ・ 公認会計士に対する懲戒処分
- 25日(木) [アクセス](#) ・ 株式会社損害保険ジャパンに対する行政処分
- 26日(金) [アクセス](#) ・ 青山リート・アドバイザーズ株式会社に対する投資信託委託業者の認可  
[アクセス](#) ・ MIDリートマネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可  
[アクセス](#) ・ 郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令(案)の公表(パブリック・コメント)  
[アクセス](#) ・ 株式会社アイネスの株券に係る証券取引法違反に対する課徴金納付命令の決定  
[アクセス](#) ・ 株式会社西京銀行に対する行政処分(中国財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 朝日信用金庫に対する行政処分(関東財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 亀有信用金庫に対する行政処分(関東財務局長処分)  
[アクセス](#) ・ 株式会社エクセルトレードに対する行政処分(福岡財務支局長処分)
- 29日(月) [アクセス](#) ・ 寿産業株式会社に対する行政処分(近畿財務局長処分)

- [アクセス](#) ・ 第6回金融審議会公認会計士制度部会開催
- 31日(水) [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正(案)に対するパブリック・コメントの結果
- [アクセス](#) ・ 事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係)の一部改正
- [アクセス](#) ・ AIM証券株式会社に対する行政処分(近畿財務局長処分)
- [アクセス](#) ・ エイチ・エス証券株式会社に対する行政処分(関東財務局長処分)

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。